

令和8年度・令和9年度決算における会計監査人候補者の公募

募集要領

独立行政法人日本芸術文化振興会

1. 公告日 令和8年10月2日

2. 契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 眞理子

3. 趣旨

独立行政法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条に基づき会計監査人の監査を受けなければならない。独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の会計監査を行う会計監査人は、通則法第40条に基づき、主務大臣である文部科学大臣が選任するものであり、振興会は会計監査人候補者を選定し、文部科学大臣に会計監査人候補者名簿を提出する。

本公募は、会計監査人候補者の選定を、公平性、透明性を確保したうえで適正に行うために実施するものである。より適切な会計監査を実施するため、会計監査の実施方法・実施体制等について提案を求め、振興会の設置する会計監査人候補者選定委員会より会計監査人候補者を選定する。

4. 契約の条件

本公募により会計監査人候補者を選定したのち、振興会は文部科学大臣に候補者名簿を提出し、文部科学大臣による選任を求めるものであるため、文部科学大臣による選任が、振興会との契約の前提条件となる。従って、会計監査人候補者への選定が契約締結を確約するものではないことをあらかじめ了承すること。

本公募は、令和8年度決算・令和9年度決算の会計監査を行う会計監査人候補者の選定を目的として実施するが、文部科学大臣による会計監査人の選任は単年度毎に行われるものであるため、会計監査業務の契約は単年度毎に行う。

令和9年度は、令和8年度に会計監査人に選任された者から改めて提案書を徴取し、会計監査人候補者選定委員会において、その内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き会計監査人候補者とし、文部科学大臣の選任を求めることとする。

なお、行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には選定の見直しの対象となる。

5. 業務概要

(1) 件名

令和8年度・令和9年度決算における会計監査業務

(2) 業務の実施条件・契約条件

別紙1「令和8年度・令和9年度決算における会計監査業務の実施条件」のとおり

(3) 契約期間

令和8年度決算の会計監査終了まで。

ただし、令和8年度決算の会計監査の内容を評価・検証の上、適切であると認められる場合には、令和9年度決算の会計監査人候補者とする。

6. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 提案書の提出期限の日から会計監査人候補者選定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 独立行政法人通則法第41条第1項に該当し、同条第3項に該当しない者であること。
- (5) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

7. 提案書類及び提出期限、場所、期限等

- (1) 本公募に参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ①企画提案書（様式1）
 - ②提案書類（任意様式）
※作成にあたっては、別紙2「提案書記載要領」に示す事項を記載すること。
 - ③見積書（任意様式）
※作成にあたっては、別紙2「提案書記載要領」に示す事項を記載すること。
 - ④連絡先担当者を記載した書類（任意様式：但し、A4判縦型とすること。）
※法人名、部署名、担当者役職名、担当者氏名、所在地、電話番号、メールアドレス等を記載すること。
 - ⑤誓約書（様式2）
 - ⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
 - ⑦次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
 - ⑧青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
 - ⑨女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（策定義務がない事業主で計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
 - ⑩上記⑥から⑨の認定の対象とならない外国法人については、内閣府男女共同参画局長が発出する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」の写し（取得している場合のみ）
- (2) 提出期限、場所及び方法等

- ①提出期限 令和8年11月2日（月）午後5時
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
- ②提出場所 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部財務課 担当：雨宮
電 話 050-1754-5980（直通）
- ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④提出部数 上記（1）②及び③については、各7部とする。正本1部と副本6部を提出すること。但し、副本は正本の写しで差し支えない。
上記（1）①及び④から⑩までは1部のみ提出すること。

8. 会計監査人候補者を選定するための審査方法及び審査基準

別紙3「会計監査人候補者選定基準」及び別紙4「会計監査人候補者選定に係る評価基準」による。なお、見積金額が17,000,000円（消費税等含む。）を上回る場合は会計監査人候補者として選定しない。

9. 会計監査人の選定の通知

- （1）提案書の提出者（以下「提案者」という。）が上記6. に掲げる資格を満たしているかの確認を、上記7.（2）①の提出期限の日を基準日として行う。
- （2）上記7. に掲げる資格を満たしている提案者の中から、別紙3「会計監査人候補者選定基準」及び別紙4「会計監査人候補者選定に係る評価基準」に掲げる基準に基づき、会計監査人候補者を選定するとともに、会計監査人候補者名簿への記載及びその順位を決定する。
- （3）提案者に対し、会計監査人候補者として選定した旨及び名簿登載順位又は選定しなかった旨を書面により通知する。

10. 会計監査人選任後の手続

振興会は、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に提出し、文部科学大臣による会計監査人（1者）の選任を受けた後、当該会計監査人と契約を締結する。

11. 非選定理由等に対する質問書について

- （1）候補者名簿に登載されなかった者及び名簿登載順位が2位以下の者は、文書によりその理由について説明を求めることができる。
- （2）提出期限、場所及び方法
- ①提出期限 上記9.（3）の通知した日の翌日から起算して7営業日以内
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
- ②提出場所 上記7.（2）②に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- （3）上記（1）の質問に対する回答期限及び方法

①回答期限 上記(2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。

②回答方法 質問回答書を郵送する。

12. 本公募手続きに対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 本公募手続きに対する質問がある場合は、文書(様式3)により提出すること。

(2) 提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和8年10月26日(月)午後5時

②提出場所 上記7.(2)②に同じ。

③提出方法 持参、郵送(提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、電子メール又はFAX(電話にて着信を確認すること。)により受け付ける。

電子メール zaimu-nt@ntj.jac.go.jp

FAX番号 050-3385-3224

※持参の場合、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので、各自で確認すること。

13. 再委託

会計監査人は、会計監査業務を第三者に委託してはならない。

14. 契約書作成の要否

要。別紙監査契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

15. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

(3) 契約保証金 免除

(4) 提案書の無効等

①虚偽の内容が記載されている提案書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

②提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

ア) 別紙1及び別紙2に示す記載事項に適合しないもの。

イ) 本募集要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記7.(2)②に同じ。

(7) 提案書は、返却しない。

(8) 提案書は、本手続以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。

- (9) 提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (10) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (12) 本募集要領の様式1、様式2及び見積書は、商号又は名称、代表者氏名を明記し押印すること。なお、押印は省略することができる。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。記載がない場合は、押印の省略はできない。連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載すること。
- (13) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（振興会HPトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。
(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

以上

(別紙 1)

令和 8 年度・令和 9 年度決算における会計監査
業務の実施条件

本文書は、本業務の実施に係る基本的条件を示すものである。

1. 業務名称

令和 8 年度・令和 9 年度決算における会計監査業務

2. 契約期間

会計監査人の任期は、独立行政法人通則法その他関係法令の定めるところによる。

なお、監査契約は主務大臣による会計監査人の選任後に締結するものとする。

3. 業務の目的

独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人監査を実施し、財務報告の信頼性の確保及び法人運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

4. 業務の内容、対象、履行場所

(1) 監査対象となる事業年度

令和 8 事業年度及び令和 9 事業年度

(2) 監査対象

独立行政法人通則法第 39 条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書

(3) 履行場所

日本芸術文化振興会本部その他監査上必要と認められる場所

(4) 監査業務の内容

独立行政法人通則法その他関係法令に基づく会計監査人としての業務

(5) 想定予算額

上限 17,000,000 円（消費税等込）

なお、この額を上回る見積費用を提示した場合は、候補者名簿登載対象としない。

5. 監査報告書等の提出期限及び提出方法

関係法令の定めによる。

6. 完了確認

振興会は、会計監査人監査が関係法令及び監査契約に従い実施されたことを確認するため、必要な検査を行う。

7. 監査報酬

監査報酬は、監査契約に基づく。

8. 支払条件

(1) 令和8年度決算に係る業務

令和8年度に実施した業務の報酬は、令和9年3月末までの業務完了後に支払う。

令和9年度に実施した業務の報酬は、業務完了後に支払う。

(2) 令和9年度決算に係る業務

令和9年度に実施した業務の報酬は、令和10年3月末までの業務完了後に支払う。

令和10年度に実施した業務の報酬は、業務完了後に支払う。

9. 機密保持、個人情報の取扱い、情報セキュリティ

(1) 機密保持

会計監査人及びその補助者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ

会計監査人は、個人情報保護に関する法令及び振興会が定める情報セキュリティ関係規程を遵守するものとする。

10. その他

本実施条件に定めのない事項については、独立行政法人通則法、公認会計士法その他関係法令の定めるところによる。

(別紙2)

提案書記載要領

提案内容については、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」といいます。）の組織及び事業内容等の特徴を踏まえた上で、明瞭かつ簡潔に記載してください。

なお、提案書については、A4判（様式は任意とします。）縦置き横書きで、日本語にて作成してください。

【応募者概要】

応募者（監査法人等）の概要として、以下の事項を記載すること。

- ・ 名称、代表者氏名、所在地
- ・ 出資金（資本金）、営業収益、経常利益（直近のもの）
- ・ 人員（社員数、職員数、公会計部門対応者数）
- ・ 関与（監査）法人数（民間、その他の法人）

なお、既存の法人案内、会社概要等に上記内容が含まれている場合は、当該資料の提出をもって代えることができる。

1 会計監査人の資格

独立行政法人通則法第41条第1項に該当し、同条第3項に該当しないことについて記載すること。

また、その内容を確認できる資料がある場合は添付すること。

2 会計監査人業務

(1) 監査方針

監査方針について、独立行政法人会計基準及び振興会の業務運営の特性を踏まえ、記載すること。

振興会の財務状況や、振興会特有の経営（入場料収入・資金運用・新国立劇場や国立劇場おきなわへの業務委託等）等を分析した上で、監査上の重要リスク及び主な着眼点を示すこと。

(2) 具体的な監査体制及び監査内容

① 監査実施体制

振興会の監査にあたっての実施体制（監査チーム構成、人員配置、役割分担等）について記載すること。

また、以下の点について、該当する場合は併せて記載すること。

- ・ 監査責任者予定者及び主要メンバーの、独立行政法人その他公的機関に係る監査経験・実績
- ・ 令和8年度及び令和9年度の監査を見据えた、監査品質の継続的な確保に資する人

員配置、知識共有体制

- ・ 公的機関監査に関する専門部門又は専門的知見を有する人員が監査チームに参画する場合は、その体制
- ・ 品質管理、会計基準、IT 監査等について、監査チームを支援する体制を整備している場合は、その体制

② 監査計画

財務諸表等の主務大臣提出期限を考慮するとともに、振興会の事業規模及び監査対象を踏まえた監査計画を作成し、監査スケジュールを記載すること。その際、監査品質を確保する観点から、適切な監査日数及び監査時間数を確保すること。なお、前年度の監査実績は延べ 580 時間である。

また、振興会の業務負担軽減又は監査対応の効率化に資する取組を予定している場合は、その内容について併せて記載すること。

③ 具体的監査実施手法

振興会に対する監査を実施するにあたり、「②監査計画」で作成した監査計画に基づき、監査手続、監査対象、実施時期、実施方法を具体的に記載すること。

また、振興会特有の業務特性及び会計上のリスクを分析した上で、監査上重要と考える事項及びそれらに対する対応方針について記載すること。

なお、内部統制の有効性向上又は業務改善に資する提案がある場合は、その内容について併せて記載すること。

(3) 監事及び監査室との連携及びその体制

監事及び監査室とのコミュニケーションの方法及び連携体制について記載すること。その際、監査上のリスク認識、監査結果及び課題等の共有方法並びに定期的な情報交換又は協議の実施方法について記載すること。

また、監査品質の向上に資する効果的な連携の考え方がある場合は、その内容を記載すること。

(4) 品質管理体制

監査品質の維持・向上及び独立性の確保を図るための体制又は取組について記載すること。

また、令和 6 年 4 月から令和 8 年 7 月までの間に、日本公認会計士協会による品質管理レビューにおいて指摘があった場合、公認会計士・監査審査会による検査等において指摘事項があった場合、又は金融庁から行政処分を受けた場合は、その概要及び改善措置について記載すること。

3 応募者（監査法人等）の独立行政法人、国立大学法人等への監査業務等実績

応募者（監査法人等）が令和 3 年度以降に実施した独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人等に対する監査業務等の実績について記載すること。

その際、少なくとも以下の事項を記載すること。

- ・ 法人名
- ・ 業務名
- ・ 業務期間
- ・ 応募者（監査法人等）の担当業務の概要

また、独立行政法人会計制度又は国立大学法人会計制度に関連する専門部会、研究会、検討会その他これらに類する活動への参加実績がある場合は、その内容を記載すること。

4 監査報酬見積費用

令和8年度分及び令和9年度分について、それぞれ記載すること。

（1）見積金額

次の事項を記載すること。

- ・ 監査報酬見積額（税抜）
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 上記の合計額

なお、見積額には、旅費交通費、通信費その他監査業務に付随する経費を全て含むこと。

（2）執務予定日数及び監査計画との関係

次の事項を記載すること。

- ・ 執務予定日数
- ・ 延べ人日数
- ・ 監査計画との関係
- ・ 人員配置との関係

（3）見積費用算定内訳

次の事項を区分して記載すること。

- ・ 監査責任者
- ・ 公認会計士
- ・ 公認会計士試験合格者
- ・ その他の監査従事者

また、それぞれについて、

- ・ 人数
- ・ 監査日数
- ・ 単価
- ・ 金額

を記載すること。

旅費交通費その他経費についても積算根拠を記載すること。

（4）費用精算の考え方

執務日数の増減その他契約内容に変更が生じた場合の費用負担及び費用精算の考え方について記載すること。

(5) その他

日常的な相談又は助言業務について、契約金額の範囲内で対応する場合は、その内容及び体制について記載すること。

(6) 上限額

見積額合計（令和8年度及び令和9年度の2か年分）は、17,000,000 円（消費税等を含む。）を超えないこと。

なお、この額を上回る見積費用を提示した場合は、候補者名簿登載対象としない。

以上

会計監査人候補者選定基準

令和8年9月3日

独立行政法人日本芸術文化振興会
会計監査人候補者選定委員会決定

独立行政法人日本芸術文化振興会会計監査人候補者選定委員会設置要項第2条第2項に基づき、令和8年度・令和9年度決算における会計監査人候補者の選定を行うため、会計監査人候補者選定基準を以下の通り策定する。

I. 選定方法

独立行政法人日本芸術文化振興会会計監査人候補者選定委員会（以下「委員会」という。）委員が採点した結果に基づき、委員会において審議し、会計監査人候補者名簿に掲載すべき者を選定する。

II. 評価項目

- 1 会計監査人の資格
- 2 会計監査人業務
 - (1) 監査方針
 - (2) 具体的な監査体制及び監査内容
 - ① 監査実施体制
 - ② 監査計画
 - ③ 具体的監査実施手法
 - (3) 監事及び監査室との連携及びその体制
 - (4) 品質管理体制
- 3 応募者（監査法人等）の独立行政法人、国立大学法人等への監査業務等実績
- 4 監査報酬見積費用
 - (1) 執務予定日数と監査計画の整合性
 - (2) 見積費用の算定の合理性
 - (3) 執務日数の変更等に伴う費用精算の考え方
- 5 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
- 6 その他特記事項

見積費用の経済的合理性については、総合評価方式の除算方式に準じた方法により評価する。

会計監査人候補者選定における評価基準

(別紙4)

評価項目	評価基準		評価点			
		加点付与基準	基礎点		加点	
					良	優
1. 会計監査人の資格	独立行政法人通則法第41条第1項に該当し、同条第3項に該当しない。		0	5	-	-
2. 会計監査人業務						
(1) 監査方針	監査に対する基本的な考え方が、独立行政法人会計基準及び振興会の業務運営の特性を踏まえた内容となっている。		0	10	-	-
	振興会の財務状況及び振興会特有の経営（入場料収入・資金運用・新国立劇場や国立劇場おきなわへの業務委託等）について十分な分析が行われており、監査上の重要リスクや着眼点が具体的に示されている。		-	-	9	15
(2) 具体的な監査体制及び監査内容						
①監査実施体制	監査チームの構成、人員配置及び役割分担が明確であり、振興会の監査を遂行する上で必要な監査体制が確保されている。		0	5	-	-
	監査責任者予定者及び主要メンバーが独立行政法人その他公的機関に係る十分な監査経験・実績を有しており、令和8年度及び令和9年度の監査を見据え、監査品質の継続的な確保に資する人員配置、知識共有体制が具体的に提案されている。 公的機関監査に関する専門部門又は専門的知見を有する人員が監査チームに参画する体制となっている。 品質管理、会計基準、IT監査等について、監査チームを支援する体制が整備されている。		-	-	9	15
②監査計画	財務諸表等の主務大臣提出期限を考慮した無理のない監査スケジュールとなっており、振興会の事業規模及び監査対象を踏まえた適切な監査日数・監査時間数が確保されている。（前年度：延べ580時間）		0	5	-	-
	監査実施量及び実施時期の配分が適切であり、監査品質を確保しつつ、振興会の業務負担軽減や監査対応の効率化に配慮した監査計画となっている。		-	-	9	15
③具体的監査実施手法	監査手続、監査対象、実施時期及び実施方法が具体的に示されており、当法人に対する監査を適切に実施できる内容となっている。		0	10	-	-
	独立行政法人等を取り巻く環境や会計上の課題を踏まえたリスク分析がなされているとともに、振興会特有の業務特性及び財務上のリスクを的確に把握し、それらに対応した具体的な監査手法が提案されている。さらに、内部統制の有効性向上や業務改善に資する提案がなされている。		-	-	6	10
(3) 監事及び監査室との連携及びその体制	監事及び監査室とのコミュニケーションの方法及び体制が具体的に示されており、実施可能な内容となっている。		0	5	-	-
	監事及び監査室との定期的なコミュニケーション（年2回以上を目安）の実施や、監査上のリスク認識、監査結果及び課題等を共有する効果的な連携体制が提案されている。		-	-	6	10
(4) 品質管理体制	監査品質の維持・向上及び独立性の確保を図るための体制又は取組が示されている。また、日本公認会計士協会による品質管理レビューにおいて指摘があった場合、公認会計士・監査審査会による検査等において指摘事項があった場合、又は金融庁から行政処分を受けた場合には、その概要及び改善措置が示されており、その内容に実効性がある。（対象期間：令和6年4月～令和8年7月）		0	10	-	-
3. 応募者（監査法人等）の独立行政法人、国立大学法人等への監査業務等実績						
	応募者（監査法人等）が、独立行政法人・国立大学法人等における監査業務等の実績を有している。		0	15	-	-
	独立行政法人への監査実績数が豊富である。 独立行政法人会計制度又は国立大学法人会計制度に関連する専門部会等への参加実績が豊富である。		-	-	9	15
4. 監査報酬見積費用						
(1) 執務予定日数と監査計画の整合性	執務予定日数と監査計画（実施日程）の整合性がある。		0	5	-	-
(2) 見積費用の算定の合理性	監査責任者、公認会計士、公認会計士試験合格者その他の監査従事者について、人員配置、執務予定日数及び報酬単価の積算根拠が明示されており、見積費用の算定が合理的である。		0	10	-	-
	監査業務に付随する費用（旅費交通費等）の積算根拠が明示されており、その内容が合理的である。 日常的な相談・助言業務について、追加費用を要することなく契約金額の範囲内で対応する内容及び体制が具体的に示されている。		-	-	9	15
(3) 執務日数の変更等に伴う費用精算の考え方	執務日数の変更が生じた場合における費用負担及び費用精算の考え方が明確に示されている。		0	10	-	-
5. ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況						
	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定があれば、該当する最も配点の高い区分により加点する（詳細は別紙のとおり）。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）		-	-	2 ～ 10	
合計			点／90点		点／105点	
6. その他特記事項 総合評価（選任希望順位）	選定委員会委員が付けた評価点数の平均点を概算見積額で除した点数が高い順に選任希望順位とする。		評価点数の平均点 概算見積額			

※評価点は、基礎点と加点で構成している。
※各基礎評価項目の要件を満たさない場合は、当該項目を0点とする。なお、いずれかの基礎評価項目が0点となった応募者は、候補者名簿登載対象としない。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（10点満点）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点する。ただし、複数の認定等が該当する場合、最も得点が高い区分により加点する。（以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる）。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝4点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝7点
- ・認定段階3＝8点
- ・プラチナえるぼし認定＝10点
- ・行動計画策定済＝2点

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

- ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）＝4点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

- ・トライくるみん認定（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）＝5点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

- ・くるみん認定（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準）＝6点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）を除く。）

- ・トライくるみん認定（令和7年4月1日以後の基準）＝7点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

- ・くるみん認定（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）＝7点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん認定（令和4年3月31日までの基準）を除く。）

- ・くるみん認定（令和7年4月1日以後の基準）＝8点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

- ・プラチナくるみん認定＝10点

※次世代法第15条の2の規定に基づく認定

- ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済＝2点

※次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））。

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝8点

④ 上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。